

第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画 別冊  
（地域脱炭素化促進事業のための促進区域の設定に関する環境配慮基準）

令和5年3月

長崎県



## 1．基準設定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）が令和3年5月26日に改正され、令和4年4月1日から施行されました。

改正法第2条第6項において、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用による脱炭素化施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組と地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業として、「地域脱炭素化促進事業（以下「促進事業」という。）」が新たに盛り込まれました。また、全ての市町村は、促進事業が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）の設定をはじめとした促進事業の推進に関する事項を定めるよう努めることとされました。

これに併せて、都道府県は、市町村の促進区域の設定にあたり、地方公共団体実行計画（区域施策編）（本県の場合、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」（以下「実行計画」という。）に該当。）において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を設定することができることになりました。

促進事業の目的は、再エネ事業について、適正に環境に配慮しながら、地域に貢献し、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することにあります。長崎県としては、実行計画に掲げる再エネ導入目標達成に向け、市町がこの制度に基づき、円滑に促進区域を設定し、民間事業者等による促進事業が推進されるよう、本県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準（以下「基準」という。）を設定することとしました。

## 2．基準設定に当たっての方針及び考え方

### （1）基準設定に当たっての方針

長崎県は平坦地に乏しく急峻で、多くの離島、半島を有する特異な地形であることから、再エネ施設の適地が少ないという特徴を有しますが、本来適地とは言えないような地域が促進区域に設定されることによって、自然環境の破壊や土砂災害等を引き起こすことがあってはなりません。

従って、基準設定に当たり特に重要なことは、守るべきところはしっかりと守りつつ、再エネ施設を設置しても問題のないところは導入が促進されるような、市町、地元住民及び再エネ関連事業者に対してメッセージ性を持つ基準であることが必要です。

この基準設定に当たって、本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への、適正な配慮を適切に確保する観点から、次の5つの考え方を柱として基準を設定しました。

#### 第1の考え方

土砂災害等の発生の蓋然性が高い区域は、地域脱炭素化促進施設の設置が人の生命、身体及び財産を脅かすことがあってはならないため、促進区域から除外します。

#### 第2の考え方

原生的自然やその景観、生物の多様性を保全する観点から特に重要と思われる区域は、促進区域から除外します。

### 第3の考え方

本県の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産に影響を与えると思われる区域や、食料の安定供給だけでなく、洪水や土砂崩れの防止、多様な生物の保全、美しい農村風景の形成等の多面的機能を併せ持つ優良な農地と認められる区域等は、促進区域から除外します。

### 第4の考え方

促進区域から除外するとまではいけないものの、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を適切に確保する必要があると判断される区域は、促進区域の設定に当たって配慮が必要な区域とします。

### 第5の考え方

環境への影響が小さいと考えられる場所等は、優先的に促進区域が設定されるように、推奨される区域として例示します（太陽光発電施設に限る）。

## 3．対象とする再エネ種

- (1) 太陽光発電
- (2) 風力発電

## 4．促進区域の設定に関する基準

- (1) 促進区域に含めることができない区域（第1～第3の考え方に該当する区域）
  - 太陽光発電：別表1-1に示すとおり
  - 風力発電：別表1-2に示すとおり
- (2) 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項（第4の考え方に該当する区域）
  - 太陽光発電：別表2-1に示すとおり
  - 風力発電：別表2-2に示すとおり
- (3) 優先的に促進区域として定めることが推奨される区域の例示（太陽光発電施設に限る）（第5の考え方に該当する区域）
  - 別表3に示すとおり

## 5．事業実施にあたり共通で配慮が必要となる事項

- ・市町指定文化財については、その形態や特徴、重要性等が様々であることから、県が一律の基準を定めることができないため、文化財ごとの保存及び活用を両立する観点から、市町において促進区域の設定の可否について判断すること
- ・事業終了後は、発電施設及び付帯施設等をリユース、リサイクルを含めて、適正に処理すること

## 6．基準の見直しについて

法施行規則第5条の6第5項の規定により、必要があると認めるときは、基準の見直しを適時行うこととします。

【別表 1 - 1】促進区域に含めることができない区域（再エネ種：太陽光）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠 (法令等 <sup>1</sup> )	特例事項 <sup>2</sup>
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	
	保安林	森林法	
	保安林予定森林等		
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	○
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	県指定鳥獣保護区（特別保護地区の勝本三島等 <sup>3</sup> に限る。）	鳥獣保護管理法	
地域を特徴づける生態系への影響	長崎県自然環境保全地域	自然環境保全法等	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	世界文化遺産の景観等に影響を与える区域 <sup>4</sup>	世界遺産条約	<sup>5</sup>
	史跡（国または県が指定したものに限る。）	文化財保護法	<sup>6</sup>
	名勝（国または県が指定したものに限る。）		
	天然記念物（国または県が指定したものに限る。「ツシマヤマネコ」等動物が指定されたものを除く。）		
	重要文化的景観		
	伝統的建造物群保存地区		
その他、本県が必要と判断するもの	河川区域	河川法	
	農用地区域内農地	農振法 農地法	
	甲種農地		
	第1種農地 <sup>7</sup>		

1：法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- ・土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・農振法：農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

## 2：特例事項

太陽光パネルを建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物を言う。）の屋根、屋上又は壁面に設置するような設置形態を言う（ただし、環境影響評価法の対象となる規模に該当する事業を除く。）。特例事項の場合、○を付した環境配慮事項については、その適用を除外する。なお、△を付した環境配慮事項については、それぞれの特記事項を参照すること。

## 3：勝本三島等

かつもとさんとう びりょうじま くらしま ひらしま あぢかじま おおひきじま こひきじま はこじま  
勝本三島、美良島・倉島・平島、阿値賀島、大暮島・小暮島・母子島の4地区を言う。

## 4：世界文化遺産の景観等に影響を与える区域

構成資産や導入する再エネ施設、事業規模によって世界文化遺産の景観等に影響を与える区域は異なるため、設置しようとする促進区域ごとに県世界遺産担当部局へ確認を行うこと。

## 5：世界文化遺産の景観等に影響を与える区域に関する特例事項

構成遺産や実施する事業規模によって特例事項の適用可否やその範囲が異なるため、当該区域で特例事項を検討する場合は、県世界遺産担当部局へ確認すること。

## 6：文化財（国または県が指定したものに限る）に関する特例事項

文化財によって、特例事項の適用可否やその範囲の考え方等が異なるため、特例事項を検討する場合は、文化財を管理する部局等へ確認すること。

## 7：第1種農地

農業上の再生利用が困難な荒廃農地及び農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地を除く。

【別表 1 - 2】促進区域に含めることができない区域（再エネ種：風力）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠 (法令等 <sup>1)</sup> )
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	県指定鳥獣保護区（特別保護地区の勝本三島等 <sup>3</sup> に限る。）	鳥獣保護管理法
地域を特徴づける生態系への影響	長崎県自然環境保全地域	自然環境保全法等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園（第2種及び第3種特別地域）	自然公園法
	国定公園（第2種及び第3種特別地域）	
	県立自然公園（特別地域）	世界遺産条約
	世界文化遺産の景観等に影響を与える区域 <sup>4</sup>	
	史跡（国または県が指定したものに限る。）	文化財保護法
	名勝（国または県が指定したものに限る。）	
	天然記念物（国または県が指定したものに限る。「ツシマヤマネコ」等動物が指定されたものを除く。）	
	重要文化的景観	
伝統的建造物群保存地区		
その他、本県が必要と判断するもの	河川区域	河川法
	農用地区域内農地	農振法
	甲種農地	
	第1種農地 <sup>7</sup>	農地法

1：P3参照、 3：P4参照、 4：P4参照、 7：P4参照

## 【別表 2 - 1】配慮が必要な区域（再エネ種：太陽光）

次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

### < 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 >

#### (ア) 騒音による生活環境への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
・ 保全対象施設 <sup>8</sup> の分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境アセスメントデータベース（環境省）（以下「EADAS」という。）</li> <li>・ 関係部局等の資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音が発生すると想定される施設の設置場所の調整や防護壁等の設置により防音対策を実施すること。</li> <li>・ 保全対象施設<sup>8</sup>からの離隔を十分に確保すること。</li> <li>・ 工事に係る車両の搬出入について、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避または低減する措置を講じること。</li> <li>・ 建設機械等の稼働について、建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。</li> </ul>	

2：P4 参照

8：保全対象施設 住宅、学校、図書館、病院、福祉施設 等。

#### (イ) 水の濁りによる影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取水施設の分布</li> <li>・ 河川等公共用水域の分布</li> <li>・ 保全対象施設<sup>8</sup>や農地の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> <li>・ 長崎県環境監視部局ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の造成を行う場合や土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性があることから、工事中を含めて事業区域外（取水地点、公共用水域、保全対象施設<sup>8</sup>、農地等）に濁水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要がある。</li> <li>・ 沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>	

2：P4 参照、

8：P6 参照



(ウ) 反射光による生活環境への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	特例 事項 2
収集すべき情報	収集方法		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設<sup>8</sup>の分布</li> <li>・道路への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局等の資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の周囲に植栽<sup>9</sup>を施すこと。</li> <li>・太陽光の反射を抑えた仕様のパネルの採用を検討すること。</li> <li>・アレイの配置や方向を調整すること等により、道路への影響を回避することや保全対象施設<sup>8</sup>の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>	

2 : P4 参照、 8 : P6 参照

9 : 植栽の考え方

植栽については、「自然公園における法面緑化指針」(環境省)を参照しつつ、特に以下の点に留意すること。

- ・植栽に用いる樹木等は、在来種を使用すること。
- ・在来種であっても異なる地域から持ち込まれた場合、交雑により遺伝的攪乱を受ける可能性があるため、自然公園や環境省選定の重要地域(P10の11~13を指す)などの生物多様性保全上特に配慮が必要な地域においては、可能な範囲で施工対象地域やその近くに生育している植物を使用するよう努めること。
- ・地元の有識者への意見聴取等を行うこと。

(エ) 土地の安定性への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
・土砂災害(特別)警戒区域の指定状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域に土砂災害警戒区域が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。</li> <li>・土砂災害（特別）警戒区域に指定されていない区域であっても、促進区域を土砂災害（特別）警戒区域の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。</li> </ul>	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害危険地区の公表状況</li> <li>・土砂災害危険箇所の公表状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局等へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域に山地災害危険地区または土砂災害危険箇所が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。</li> <li>・山地災害危険地区または土砂災害危険箇所として公表されていない区域であっても、促進区域を山地災害危険地区または土砂災害危険箇所の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。</li> </ul>	○
・砂防指定地の指定状況	・関係部局等へ聴取	・砂防指定地は促進区域に含めることができない区域であるが、砂防指定地に指定されていない区域であっても、促進区域を砂防指定地の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○
・急傾斜地（傾斜度 30 度以上の土地）の有無	・設定しようとする区域の現地調査	・急傾斜地は促進区域から除外することが望ましいが、促進区域に含める場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○

2：P4 参照

(オ) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響・植物の重要な種及び重要な群落への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	特例事項 2		
収集すべき情報	収集方法				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> <li>・環境省レッドリスト掲載種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・九州地方環境事務所へ聴取</li> <li>・県自然環境部局へ聴取</li> <li>・有識者へ聴取</li> <li>・コンサルタントへ調査委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、特に配慮を必要とする希少野生動植物種の生息、生育状況とその保全に必要な措置を調査し、希少野生動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。</li> <li>・促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、県自然環境部局にその情報を提供すること(県が助言等行う場合がある。)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県レッドリスト掲載種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、県レッドリスト掲載種のうち、(1)絶滅危惧I類(CR+EN)が生息、生育している場合(もしくはその可能性がある場合は、下記の、の条件を満たす場合に、促進区域に設定することが可能。</li> <li>(2)絶滅危惧I類(CR+EN)以外のカテゴリーが生息、生育している場合(もしくはその可能性がある場合は、下記のの条件を満たす場合に、促進区域に設定することが可能(生息、生育数が多く確認できる場合は、の配慮は要しない。))</li> </ul> <p>事業計画等の工夫<sup>10</sup>により県レッドリスト掲載種への影響を極力回避すること。</p> <p>促進区域設定に係る合意形成の場(地元協議会等)において、有識者や専門家の意見を踏まえたうえで、同意が得られること。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国または県指定天然記念物(「ツシマヤマネコ」等動物が指定されているものに限る)の生息状況とその保全に必要な措置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に左記の天然記念物が生息している場合(もしくはその可能性がある場合は)、地域脱炭素化促進施設の設置の可否について文化財を管理する部局への聞き取りを行い、天然記念物の保存の観点から支障が生じないような対策を講じること。</li> <li>・県レッドリストのカテゴリーに応じて、適切な対応を行うこと。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く)の指定状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・九州地方環境事務所へ聴取</li> <li>・県自然環境部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域に国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く)が含まれる場合は、九州地方環境事務所へ促進区域の設定の可否、設定する場合の適正な配慮の考え方、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置を聴取すること。</li> <li>・県自然環境部局に情報を提供すること(県が助言等行う場合がある。)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定鳥獣保護区(特別保護地区)(勝本三島等<sup>3</sup>を除く)の指定状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・県自然環境部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積をできる限り小さくした事業計画とする等、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。</li> </ul>			

・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く）の指定状況	・EADAS ・県自然環境部局へ聴取	・改変面積をできる限り小さくした事業計画とする等、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。	○
---------------------------	-----------------------	--	---

2：P4参照、 3：P4参照

10：事業計画等の工夫

例えば、下記のような工夫例が考えられる。

- ・森林を開発する事業の場合は、開発区域を縮小することにより重要な動植物の生息・生育地を含む森林をできる限り保全すること。
- ・事業区域内または周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、工事業者等にも十分周知の上、樹木の伐採・土地の造成等の工事中や施設の稼働中において、それらの場所に立入らないこと。
- ・樹木の伐採、土地の造成時等に濁水の発生・流出を防止する対策工を行うこと。特に谷の上流部などの湧水が見られるような場所では、事業実施区域からそれらの場所へ土砂が流入することがないように注意すること。
- ・植栽<sup>9</sup>を行うこと。（ 9：P7参照）
- ・貴重な種の繁殖期など、特に配慮が必要な時期は、影響を及ぼさないよう工事の時期を調整すること。（騒音が発生する工事を行わない等）
- ・別の生息・生育適地への移植等（種によっては移植困難であることや、種に応じた移植・管理方法の検討が必要であることに配慮が必要）。

（カ）地域を特徴づける生態系への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
・重要里地里山 <sup>11</sup> 、重要湿地 <sup>12</sup> 、重要海域 <sup>13</sup> （以下「重要地域」という。）の指定状況及び重要地域に生息、生育する希少野生動植物種とその保全に必要な措置	・EADAS ・九州地方環境事務所へ聴取 ・有識者へ聴取 ・県自然環境部局へ聴取 ・コンサルタントへ調査委託	・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれる場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。 ・促進区域を設定しようとする地域について、県自然環境部局へもその情報を提供すること（県が助言できる場合がある。）	

2：P4参照

11：重要里地里山

「生物多様性保全上重要な里地里山」として環境省が選定したもの

12：重要湿地

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として環境省が選定したもの

13：重要海域

「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として環境省が選定したもの

(キ) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園(第2種及び第3種特別地域並びに普通地域)の指定範囲</li> <li>・国定公園(第2種及び第3種特別地域並びに普通地域)の指定範囲</li> <li>・県立自然公園の指定範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・九州地方環境事務所へ聴取</li> <li>・県自然環境部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記指定範囲内に促進区域を設定しようとする場合、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について、九州地方環境事務所及び県自然環境部局に聴取すること。</li> <li>・適切な配慮のあり方の一例として、事業地の周囲に植栽<sup>9</sup>を施すこと、周辺部の森林を残すこと、周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること等が考えられる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区を除く文化財(国または県が指定したものに限り)の情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・文化財所管部局等へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に左記の文化財が存在する場合は、地域脱炭素化促進施設の設置の可否について文化財を管理する部局への聞き取りを行い、文化財の保存、活用の観点から支障が生じないような対策を講じること。</li> </ul>	6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区及びその範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区担当部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区を促進区域に含める場合は、事前に関係機関、部局等への協議を行い、許可申請等が必要になる場合があることにも留意しつつ、必要に応じて特に配慮が必要となる事項等を示すこと。</li> </ul>	

2 : P4 参照、

6 : P4 参照、

9 : P7 参照

(ク) その他、県が必要と判断するもの

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）	特例事項 2
収集すべき情報	収集方法		
・河川保全区域及びその範囲	・河川管理者へ聴取	・河川保全区域に脱炭素化促進施設を設置する場合は、原則、河川管理者の許可が必要である。	○
・農地 <sup>14</sup>	・農地所管部局へ聴取 ・農業委員会へ聴取	・農業上の効率的統合的な利用に支障を及ぼさない等農業の健全な発展を妨げないこと。 ・促進区域を設定しようとする地域に農地 <sup>14</sup> が含まれる場合は、農地転用等の手続きが必要である。	
・浸水想定区域及びその範囲	・EADAS ・浸水想定区域所管部局へ聴取	・設備の設置場所に浸水が想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。また、浸水時の流量等を考慮し、施設が流出しないような対策を講じること。	○

2：P4参照

14：農地

農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地<sup>7</sup>を除く農地（7：P4参照）

## 【別表 2 - 2】配慮が必要な区域（再エネ種：風力）

次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

### < 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 >

#### （ア）騒音による生活環境への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
収集すべき情報	収集方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全対象施設<sup>8</sup>の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> <li>・ 関係部局等の資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音が発生すると想定される施設の設置場所の調整や防護壁等の設置により防音対策を実施すること。</li> <li>・ 保全対象施設<sup>8</sup>からの離隔を十分に確保すること。</li> <li>・ 工事に係る車両の搬出入について、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避または低減する措置を講じること。</li> <li>・ 建設機械等の稼働について、建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。</li> </ul>

8：P6 参照

#### （イ）水の濁りによる影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
収集すべき情報	収集方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取水施設の分布</li> <li>・ 河川等公共用水域の分布</li> <li>・ 保全対象施設<sup>8</sup>や農地の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EADAS</li> <li>・ 長崎県環境監視部局ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の造成を行う場合や土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性があることから、工事中を含めて事業区域外（取水地点、公共用水域、保全対象施設<sup>8</sup>、農地等）に濁水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要がある。</li> <li>・ 沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>

8：P6 参照

(ウ) 風車の影による影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
収集すべき情報	収集方法	
・保全対象施設 <sup>8</sup> の分布	・EADAS ・関係部局等の資料	・風車の影が保全対象施設 <sup>8</sup> に重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。

8 : P6 参照

(エ) 土地の安定性への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
収集すべき情報	収集方法	
・土砂災害(特別)警戒区域の指定状況	・EADAS ・関係部局等へ聴取	・促進区域を設定しようとする地域に土砂災害警戒区域が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。 ・土砂災害(特別)警戒区域に指定されていない区域であっても、促進区域を土砂災害(特別)警戒区域上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。
・山地災害危険地区の公表状況 ・土砂災害危険箇所の公表状況		・促進区域を設定しようとする地域に山地災害危険地区または土砂災害危険箇所が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。 ・山地災害危険地区または土砂災害危険箇所として公表されていない区域であっても、促進区域を山地災害危険地区または土砂災害危険箇所の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。
・砂防指定地の指定状況	・関係部局等へ聴取	・砂防指定地は促進区域に含めない区域であるが、砂防指定地に指定されていない区域であっても、促進区域を砂防指定地の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。
・保安林の指定状況 ・保安林予定森林等の情報	・EADAS ・森林管理部局等へ聴取	・「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」(林野庁)に基づき、必要な手続きを行うこと。
・急傾斜地(傾斜度30度以上の土地)の有無	・設定しようとする区域の現地調査	・急傾斜地は促進区域から除外することが望ましいが、促進区域に含める場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。



(オ) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響・植物の重要な種及び重要な群落への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
収集すべき情報	収集方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内希少野生動植物種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> <li>環境省レッドリスト掲載種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、特に配慮を必要とする希少野生動植物種の生息、生育状況とその保全に必要な措置を調査し、希少野生動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。</li> <li>促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、県自然環境部局にその情報を提供すること(県が助言等行う場合がある。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県レッドリスト掲載種の生息、生育状況とその保全に必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>九州地方環境事務所へ聴取</li> <li>県自然環境部局へ聴取</li> <li>有識者へ聴取</li> <li>コンサルタントへ調査委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域を設定しようとする地域及びその周辺について、県レッドリスト掲載種のうち、(1) 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)が生息、生育している場合(もしくはその可能性がある場合)は、下記の、の条件を満たす場合に、促進区域に設定することが可能。</li> <li>(2) 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)以外のカテゴリーが生息、生育している場合(もしくはその可能性がある場合)は、下記のの条件を満たす場合に、促進区域に設定することが可能(生息、生育数が多く確認できる場合は、の配慮は要しない。)</li> </ul> <p>事業計画等の工夫<sup>10</sup>により県レッドリスト掲載種への影響を極力回避すること。</p> <p>促進区域設定に係る合意形成の場(地元協議会等)において、有識者や専門家の意見を踏まえたうえで、同意が得られること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国または県指定天然記念物(「ツシマヤマネコ」等動物が指定されているものに限る)の生息状況とその保全に必要な措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域を設定しようとする地域やその周辺に左記の天然記念物が生息している場合(もしくはその可能性がある場合)は、地域脱炭素化促進施設の設置の可否について文化財を管理する部局への聞き取りを行い、天然記念物の保存の観点から支障が生じないような対策を講じること。</li> <li>県レッドリストのカテゴリーに応じて、適切な対応を行うこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く)の指定状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>九州地方環境事務所へ聴取</li> <li>県自然環境部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域を設定しようとする地域に国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く)が含まれる場合は、九州地方環境事務所へ促進区域の設定の可否、設定する場合の適正な配慮の考え方、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置を聴取すること。</li> <li>県自然環境部局に情報を提供すること(県が助言等行う場合がある。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県指定鳥獣保護区(特別保護地区)(勝本三島等<sup>3</sup>を除く)の指定状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>県自然環境部局へ聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変面積をできる限り小さくした事業計画とする等、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。</li> </ul>

・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く)の指定状況	・EADAS ・県自然環境部局へ聴取	・改変面積をできる限り小さくした事業計画とする等、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
---------------------------	-----------------------	--

3 : P4 参照、 10 : P10 参照

(カ) 地域を特徴づける生態系への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
収集すべき情報	収集方法	
・重要里地里山 <sup>11</sup> ・重要湿地 <sup>12</sup> ・重要海域 <sup>13</sup> (以下「重要地域」という。)の指定状況及び重要地域に生息、生育する希少野生動物とその保全に必要な措置	・EADAS ・九州地方環境事務所へ聴取 ・有識者へ聴取 ・県自然環境部局へ聴取 ・コンサルタントへ調査委託	・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれる場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。 ・促進区域を設定しようとする地域について、県自然環境部局へもその情報を提供すること(県が助言できる場合がある。)

11 : P10 参照、 12 : P10 参照、 13 : P10 参照

(キ) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
収集すべき情報	収集方法	
・国立公園(普通地域)の指定範囲 ・国定公園(普通地域)の指定範囲 ・県立自然公園(普通地域)の指定範囲	・EADAS ・九州地方環境事務所へ聴取 ・県自然環境部局へ聴取	・左記指定範囲内に促進区域を設定しようとする場合、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について、九州地方環境事務所及び県自然環境部局に聴取すること。 ・適切な配慮のあり方の一例として、事業地の周囲に植栽 <sup>9</sup> を施すこと、周辺部の森林を残すこと、周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること等が考えられる。
・史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区を除く文化財(国または県が指定したものに限る)の情報	・EADAS ・文化財所管部局等へ聴取	・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に左記の文化財が存在する場合は、地域脱炭素化促進施設の設置の可否について文化財を管理する部局への聞き取りを行い、文化財の保存、活用の観点から支障が生じないような対策を講じること。
・風致地区及びその範囲	・風致地区担当部局へ聴取	・風致地区を促進区域に含める場合は、事前に関係機関、部局等への協議を行い、許可申請等が必要になる場合があることにも留意しつつ、必要に応じて特に配慮が必要となる事項等を示すこと。

9 : P7 参照

(ク) その他、県が必要と判断するもの

促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
収集すべき情報	収集方法	
・河川保全区域及びその範囲	・河川管理者へ聴取	・河川保全区域に脱炭素化促進施設を設置する場合は、原則、河川管理者の許可が必要である。
・農地 <sup>14</sup>	・農地所管部局へ聴取 ・農業委員会へ聴取	・農業上の効率的統合的な利用に支障を及ぼさない等農業の健全な発展を妨げないこと。 ・促進区域を設定しようとする地域に農地 <sup>14</sup> が含まれる場合は、農地転用等の手続きが必要である。
・浸水想定区域及びその範囲	・浸水想定区域所管部局へ聴取	・設備の設置場所に浸水が想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。また、浸水時の流量等を考慮し、施設が流出しないような対策を講じること。

14：P12 参照

【別表3】優先的に促進区域として定めることが推奨される区域の例示（太陽光発電施設に限る）

区 域	理 由	
教育関連施設（学校等）	エネルギーの需要地である。 大きな屋根、敷地を有している可能性があり、発電ポテンシャルが高いことが期待される。	
公共建築物		
工場・事業場		
商業施設		
商店街	アーケード上での太陽光発電施設の設置が期待できる。	
ため池	障害物等が少なく、パネル温度上昇が抑えられるため発電効率も良い。	
未利 用地	未利用地の有効利用は必須であり、積極的に地域脱炭素化促進施設を導入する必要がある。	
		廃校
		公共遊休地
		工場跡地
		再生利用困難な荒廃農地
最終処分場跡地		
ゴルフ場跡地		